

令和 8 年度

第 3 回

上越市地域公共交通活性化協議会
議 案 書

日 時	令和 8 年 8 月 19 日（水） 午後 1 時 30 分から
会 場	市役所 木田第一庁舎 401 会議室

市営バスにおける自家用有償旅客運送の更新登録について

1 趣旨

上越市が実施する自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)の登録期間が令和 8 年 9 月 30 日をもって満了することから、令和 8 年 10 月以降の更新登録について審議いただくもの。

2 運送の概況

- 令和 5 年度～令和 7 年度の利用概況と路線イメージ図 …資料 1-1(資料 P1～2)

3 本協議会で協議を調える内容

運行区		大島区	牧区	頸城区	板倉区	名立区
路線 または 運送の 区域	路線	旭線 菖蒲線	宇津俣線 高谷・平山線 坪山線	大池線		東飛山線
	区域 運行	大島区予約 型コミュニ ティバス	牧区予約型 コミュニテ ィバス		板倉区予約 型コミュニ ティバス	
旅客から 収受する対価		1 乗車 300 円 (中学生及び高校生は 200 円、小学生は 100 円、未就学児は無料) 回数旅客運賃・定期旅客運賃・運賃割引の設定あり (資料 1-4 のとおり)				
運送しようとする 旅客の範囲		上越市民・観光旅客・その他上越市を来訪する者				

4 更新後の有効期間

令和 8 年 10 月 1 日 から 令和 11 年 9 月 30 日 まで (3 年間)

5 証明書の発行

本協議会では、上記協議内容についてご承認いただいた後、協議会会則第 13 条第 2 項の規定に基づき、協議が調ったことを証する証明書を発行します。

【資 料】

- 自家用有償旅客運送の更新登録の申請書(案) …資料 1-2(資料 P3～6)
- 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類(案) …資料 1-3(資料 P7)
- 資料 1-2, 資料 1-3 に付する「別紙」 …資料 1-4(資料 P9～13)

【「自家用有償旅客運送」とは】

（令和 6 年 10 月 国土交通省発行 「自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）ハンドブック」 より抜粋）

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村や NPO 法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内。 ※
※ ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

【根拠法令】

- ・ 道路運送法第 78 条・第 79 条

第 78 条（有償運送）

自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

第 79 条（登録）

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

第 79 条の 6（有効期間の更新の登録）

第 79 条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

次期総合公共交通計画の策定に係る調査事業の実施について

1 趣旨

『次期総合公共交通計画』の検討に当たり、「高校生アンケート調査」について、実施概要に対するご意見をお聞きするもの。

※参考 調査事業について

本議案では、令和8年度第1回協議会の議案第2号にて説明した、今年度実施する調査実施事項（議案書P7）のうち、「③の高校生アンケート」について、具体的な実施内容を協議するものです。

2 実施概要

(1) 高校生アンケート調査

①実施目的

高校生の路線バスの利用に係る課題や意向を明らかにし、路線見直しの検討材料とするため。

②調査対象

上越市内の高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び新井高校に通う高校1・2年生の生徒（約3,200人程度）

③調査方法

電子申請サービス「e-tumo」を活用したインターネットによる回答

④調査項目

問	項目	調査の趣旨
問1	対象者の学校名、学年、居住地等	対象者の属性を把握する。
問2	通学実態の把握（通学手段、最寄駅・バス停、運賃等）	登下校時における公共交通の利用状況を把握する。
問3	通学に係るバスの課題の把握	路線バスでの通学に関する課題や改善点を把握する。
問4	通学100円バス	路線バス各利用促進策の認知度や利用状況を把握する。
問5	路線バスの利用促進策	

⑤アンケート調査設問（案）

資料2（資料P15～18）のとおりに

3 実施スケジュール

時期	内容
9月上旬	各学校を通じてアンケートの回答を依頼
9月下旬	アンケートの回答期限
～10月	アンケートのデータまとめ 活性化協議会での結果報告

4 その他

- ・調査の設問については、関係各所との調整を経て確定とする。
- ・本調査にかかる当協議会にて要する事業費は無し。

バスの日フェスタ 2026 におけるバスの乗車体験キャンペーンの実施について

1 趣旨

日本ではじめてバスが運行された日とされる 9 月 20 日の「バスの日」にちなみ、バスに慣れ親しむ機会を提供し、将来のバス利用につなげることを目的としたイベント当日に特別運賃を設定する乗車体験キャンペーンの実施について、ご意見をお聞きするもの。

2 実施日

令和 8 年 9 月 19 日（土）

3 対象路線

市内の路線バス、市営バス

※対象路線一覧表は資料 3（資料 P19）のとおり

4 運賃設定額

- ・乗車 1 回あたり現金 100 円
- ・小学生は現金 50 円。市営バスは未就学児無料

5 催し物の内容

- (1) 路線バスの展示、クレカ乗車体験
- (2) お絵かきバス
- (3) バスの絵展示
- (4) ワンコインバス乗車体験キャンペーン
- (5) その他（バスのぬり絵コーナー、こどもミニ縁日など）

6 利用実績

令和 6 年度（令和 6 年 9 月 14 日開催） 1,124 人

令和 7 年度（令和 7 年 9 月 20 日開催） 1,255 人

7 周知方法

- ・広報上越及び各区総合事務所だよりへの情報の掲載
- ・公共施設への周知チラシの設置
- ・バスの絵の作成に協力をいただく保育園へのチラシの配布

第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）に基づく 令和7年度バス路線（市営バス）の評価について

1 趣旨

第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）において、バス路線は毎年度1便当たりの利用者数を基準とした評価を行うこととしており、市営バスにおける令和7年度の実績が確定したことから、評価結果について報告するもの。

なお、路線バス・乗合タクシーの評価結果については、令和7年度第9回の協議会において報告済み。

2 評価対象期間

令和7年4月～令和8年3月

3 評価方法

評価対象期間中の1便当たりの利用者数（年間の利用者数÷年間計画運行回数）を基準に評価を行う。

1便当たりの利用者数	評価	
	幹線	支線
0.9人以下	運行の効率化	路線廃止・互助への転換
1.0～4.9人		運行形態の転換等
5.0人以上	現状維持	現状維持

※ 市営バスはすべて支線。大島区及び牧区については、予約運行分の評価方法が定まっていないことから、定時便のみ評価している。（板倉区は、予約運行のみであることから、本評価の対象外。）

4 評価結果

各路線の評価結果は、資料4（資料P21）のとおり。

令和 8 年度利用促進策の実施状況について（バス待合処）

1 趣旨

路線バスの利用促進の一助として設置した「バス待合処」の設置状況について報告するもの。

2 バス待合処とは

(1) 目的

路線バス停留所におけるバス待ち時間の環境を改善するため、バス停に隣接、近接する公共施設や民間施設に、猛暑や荒天から退避できる場所を設ける。

(2) 設置要件

- ① バス停から施設まで徒歩 5 分圏内であること。
- ② 施設内に冷暖房設備及び椅子が設置されており、5 分以上バスを待つ間に休憩が可能であること。
- ③ 各区においてバス利用の際に乗継拠点として利用される施設であること。

3 待合処設置施設

今年度は、令和 8 年 8 月末までに新規施設として 25 施設（公共施設 6 施設、民間施設 19 施設）に設置を予定しており、既存の施設と合わせると、51 施設（公共施設 28 施設、民間施設 23 施設）となる予定である。

・設置施設一覧

資料 5(資料 P23～27) のとおり

4 その他

- ・現在、市ホームページ上で新規募集の周知をしている。
- ・今後も設置施設に追加があったときは、市ホームページ上に掲載されている施設一覧の更新を行い、周知を図る。